

1 最高裁昭和23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁

S22(れ)119

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
第一点は	192	第一点ば	1	
現代國家は一般に、統治権の	193	現代國家は一般に統治権の	1	
辯護人の主張するように、果して	193	辯護人の主張するように果して	1	
立法その他の國政の上で最大	193	立法その他の國政の上 (判読不可) 最大	6	
まず、憲法第十三條においては、すべて國民は個人として尊重せられ、生命に対する國民の権利については、立法その他の國政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同條においては、公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし公共の福祉という基本的原則に反する場合には、	193	まず、憲法第十三條においては、すべて國民は個人として尊重せられ、生命に対する國民の権利については、立法その他の國政の上 (判読不可) 最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし同時に同條においては、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、	8	「辯護人の主張するように、果して刑法死刑の規定は、憲法違反として効力を有しないものであろうか。」との問題提起を受けた部分である。本判決は、憲法が死刑の存置を想定し、是認していることを述べるための理由のひとつとして憲法13条に触れているところ、その部分が更に前半の理由と後半の結論に分かれており、判例集では、前半の理由の一部が抜けることにより、理由付けの論理に精密さを欠くことになってはいるものの、これにより判決の意味内容に大きな影響はない。
すなわち憲法は、現代	193	すなわち憲法は現代	1	
母ヤ妹カ	194	母ヤ妹カ	5	
被告人カ眞面目ニ	194	被告人ガ眞面目ニ	5	
働カズ	194	働カズ	5	
被告人ニアルコトヲ	195	被告人ニアルコトヲ	5	
答ヘストノ記載	195	答ヘズとの記載	5	
答ヘストノ記載	195	答ヘズとの記載	6	
非ズヤトノ懸念ヲ	195	非ズヤトノ懸念ヲ	5	
生ゼシムル	195	生ゼシムル	5	
鑑定人の鑑定に附すか	195	鑑定人の鑑定に附するか	5	
阻却すべき理由たる	195	阻却すべき事由たる	6	
なお、上告趣意	196	なお上告趣意	1	
免がれない	196	免がれない	5	
したがって、國家	196	したがって國家	1	
ちがつて来る、例へば	197	ちがつて来る、例へば	1	
奪つてしまうものだから	197	奪つてしまうものだから	5	
使う人もある、(假りに	197	使う人もある、(假りに	1	
云えばそうも云えるであろう (假りに	197	云えばそうも云えるであろう (假りに	1	
きりが無い、	197	きりが無い、	1	
云うことである、(我々の	197	云うことである、(我々の	1	
重要である私は	197	重要である、私は	1	
求めなければならぬと思う、そこで	197	求めなければならぬと思う、そこで	1	
公共の福祉に反しない限り、立法	198	公共の福祉に反しない限り立法	1	
規定して居る、	198	規定して居る、	1	
見なければならぬ、	198	見なければならぬ、	1	
妥当である、(即ち	198	妥当である、(即ち	1	
居るのだと説く、	198	居るのだと説く、	1	
外思えない、	198	外思えない、	1	
ある、蓋同條に	198	ある、蓋同條に	1	
ないからである、他に	198	ないからである、他に	1	
形式的理論解釈である、	198	形式的理論解釈である、	1	
推察する、	198	推察する、	1	
思はない、	198	思はない、	1	
勿論だから若し	198	勿論だから、若し	1	
選擇しないであろう、	198	選擇しないであろう、	1	
檢察官橋本乾三関與	199	(なし)	8	公判期日に出席した檢察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。

2 最高裁昭和30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁

S26(れ)2518

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
以下帝銀事件という。	666	以下帝銀事件という。	5	
調べたから	668	調べたから	5	

所論の摘示する検事の聴取書	669	所論の摘示する聴取書	8	所論の摘示する「聴取書」が、「検事の」聴取書であることは、これに先立って記載された弁護人の所論の内容から分かるため、判決の意味内容に大きな影響はない。
被告人が判示の時刻項に	673	被告人が判示の時刻項に	5	
刑罰としての死刑は、その執行方法が	675	刑罰としての死刑は、執行方法が	6	
弁護人選任	676	弁護人の選任	6	
選任の告知	676	選任を告知	6	
告知をしなかつたこと	676	告知しなかつたこと	6	
立ち合わせなくても	676	立ち合わせなくても	5	

3 最高裁昭和32年3月13日大法廷判決・刑集11巻3号997頁

S28(あ)1713

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
清教徒的な観念	1002	清教的な観念	5	
肯定するか否定するかは、	1003	肯定するか否かは、	6	
個々の人	1006	個々の人	5	
昭和二二年（れ）第一一九号	1011	昭和二二年（れ）第一一九号	4	
絶対的なものでもなく	1013	絶対的なものでもなく、	1	
個人的にも社会的にも変化を生ずる	1015	個人的にも変化を生ずる	8	少数意見の中において、性に関する考え方が社会の変動に連れて変化することを述べる部分であり、「社会的にも」がなくとも文意は変わらないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
反すかどはないはずである。	1017	反するかどはないはずである。	5	
刑訴四〇〇条但書	1021	刑訴四〇〇条但當	5	
第一審判決の事実認定	1022	第一審判決の事家認定	5	
訴訟記録及び第一審裁判所で	1022	訴訟記録及び第一審記録及び第一審裁判所で	6	
裁判上の重大関心事	1024	裁判上重大関心事	6	
人知	1025	人智	5	
口頭弁論主義の必要性が	1027	口頭弁論主義の必要が	6	
すべて人の意思	1029	すべての人の意思	6	
妨げるものでない	1029	妨げるものではない	6	
当るかどうかの認識は、	1031	当るかどうかの認識は	1	
直接口頭審理主義の意義もここにある	1031	直接口頭審理主義もここにある	8	少数意見の中において、原審の量刑を定めるための手続に違法があると述べる部分で、直接口頭審理主義の意義を述べる部分。「直接口頭審理主義」だけでは意味が通らず、その意義を述べていることは文脈上分かるため、判決の意味内容に大きな影響はない。

4 最高裁昭和34年12月16日大法廷判決・刑集13巻13号3225頁

S34(あ)710

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
引き起された	3235	引き起された	5	
そしてかりにそれが	3237	そしてそれが	6	
誘発しないようにするための	3240	誘発しないための	6	
超えるものでない	3243	超えるものではない	6	
効力を生じたと認められた時に	3244	効力を生じた時に	6	
外国の軍隊	3244	外国軍隊	6	
その理は同じ	3249	その理由は同じ	6	
審理	3249	審査	6	
趣意	3251	趣旨	6	
指揮権管理権	3256	指揮管理権	6	
「統治行為」、 <u>「裁判所の</u>	3256	「統治行為」「裁判所の	1	
国内法としての効力	3257	国法としての効力	7	条約の定義に言及する部分であり、後に「一般国内法律と同じく」との文言もあることから、「国内法としての効力」であることが分かる。
危険物がありうる、また、	3259	危険物がありうる、また、	1	
充分には及ばない	3259	充分に及ばない	6	
立法例を見る) のと	3260	立法例を見る) のと	1	
合目的的考慮	3261	合目的考慮	5	
平和主義国際協調主義その他	3261	平和主義、国際協調主義その他	1	
違法があると認むべき	3263	違法があると認むべき	6	
(五条(c))、	3263	(五条(c))、	1	
(前文三、四項)、	3264	(前文三、四項)、	1	
日米交換公文) すなわち、	3264	日米交換公文) すなわち、	1	

国権の発動たる戦争	3265	国権の発動なる戦争	5	
なさざるを得ない	3266	ならざるを得ない	6	
維持し得ない	3266	維持しない	6	
前文及びその本文一条	3269	前文及び本文一条	6	
安全保障条約三条に基づく	3269	安全保障条約に基づく	2	
ある。その第一	3270	ある。第一の	6	
七六条三項、及び	3270	七六条三項及び	1	
法例一条、及び	3272	法例一条及び	1	
駐留は、	3274	駐留は、	1	
明らかでないが	3280	明らかではないが	6	
有効なのであつて	3280	有効なものであつて	6	
九八条一項に「条約」	3281	九八条一項の「条約」	5	
政治問題として	3284	政治問題して	5	
コミュニケ	3284	コミュニケ	5	
駐留も、また違憲とは	3285	駐留も、また、違憲とは	1	
検察官・・・出席。	3286	(なし)	8	公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。

5 最高裁昭和36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁 S32(あ)2247

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
死刑にならないなら重罪を犯しても	1112	死刑にならない重罪を犯しても	7	原判決が、死刑にならないなら重罪を犯してもかなわないという被告人の考え方を動機形成原因の一つとして量刑上参酌したことについて述べる部分であり、文脈上「重罪を犯してもかまわない」が正しいことが分かる。
法律と同一の効力	1114	法律と同一効力	6	
弁護人野本俊	1115	弁護人野本俊	3	
第二～小法廷判決	1118	第二小法廷判決	1	
検察官・・・公判出席	1125	(なし)	8	公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。

6 最高裁昭和37年11月28日大法廷判決・刑集16巻11号1593頁 S30(あ)2961

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
二九条に違反するものであるというのであるが、	1599	二九条に違反するものであるが、	6	
防禦をなすことを得せしめる	1600	防禦をなすこと得せしめる	6	
(第三者からの所有物	1606	(第三者から所有物	6	
行動するためには	1612	行動するために	6	
占有権、使用权を	1619	占有権を	8	少数意見において、被告人に対する没収の言渡しの効果について法的に分析する箇所であり、前後いずれにも「占有権、使用权」の文言が用いられており、「占有権、使用权」が正しいことが分かるため、判決の意味内容に大きな影響はない。

7 最高裁昭和38年5月22日大法廷判決・刑集17巻4号370頁 S31(あ)2973

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
起訴状	380	記訴状	5	
いわずなければならない	385	いわずなければならない	5	
拘束力	387	抗束力	5	
手続を踏み	387	手続を踏み	6	
検察官・・・公判出席	388	(なし)	8	公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。

8 最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁 S45(あ)1310

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
明らかなどころ	274	明らなどころ	5	
個人の尊厳の自覚のもとに	277	個人の尊厳のもとに	8	少数意見中の記載であり、「自覚の」の有無により、意味内容に大きな影響は生じないため、判決の意味内容に大きな影響はない。
そのこと	280	このこと	6	
したがって、裁判所	285	したがって裁判所	1	
加えられたが、刑法	286	加えられたが刑法	1	
尊重報恩	287	尊属報恩	5	

自然法的道徳のみを主張	291	自然法道徳のみ主張	5	
強化しようとする法律	293	強化しようとする法律	5	
儒教	294	儒教	5	
社会生活上の基本的道義のみならず	297	社会生活の基本的道義のみならず	5	
改正したもので	302	改正したので	6	
検察官・・・・・・・・・・公判出席	308	(なし)	8	公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。

9 最高裁昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁 S43(行ツ)120

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
決定すべきもの	574	決定すべきもの	5	

10 最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁 S49(行ツ)75

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
本件選挙を無効とすべきではない	264	本件選挙を無効とすべきでない	6	
論法	268	論理	6	

11 最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁 S43(あ)1614

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
教育活動の一部	627	教育活動と一部	5	
解釈態度という	635	解釈という	6	
認められる限り	639	認められない限り	7	旧教育基本法(昭和22年3月31日法律第25号)10条1項の「不当な支配」の解釈に関し、教育行政機関が法令に基づいて行政を行う場合に「不当な支配」に当たる場合があるのかという論点に関し、「同条項が排斥しているのは、教育が国民の負担の信託にこたえて右の意味において自主的に行われることをゆがめるような『不当な支配』であって」に続く部分である。文脈上「そのような支配と認められる限り、その主体のいかんは問うところではない」が正しいことが分かる。
調査目的のために必要と認める	644	調査目的のためと認める	6	
検察官・・・・・・・・・・公判出席	653	(なし)	8	公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に影響はない。
(別紙)・・・・・・・・以上	653	(別紙)・・・・・・・・	5	

12 最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁 S59(行ツ)339

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
応対	1129	応待	5	

13 最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁 S59(オ)805

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
OK		OK		

14 最高裁平成9年4月2日大法廷判決・民集51巻4号1673頁 H4(行ツ)156

実際の判決書	ページ	判例集	分類	コメント
OK		OK		